

●確定申告日程表

受付時間▶午前9時～午後4時

月/日	田原市役所	渥美支所	赤羽根支所
2/16 月	吉胡・木綿台・吉胡台・西浦・姫見台・光崎	宇津江・村松	高松校区
17 火	浦	八王子・馬伏	
18 水	雲明・東馬草・山ノ神・西馬草・仁崎	江比間	
19 木	豊島・御殿山	伊川津	
20 金	大久保	石神・夕陽が浜	
23 月	相川・谷熊・やぐま台	高木・折立・山田	
24 火	萱町・本町・新町	古田・長沢	
25 水	川岸・漆田・神戸市場・青津・希望が丘・赤松・志田・新美	中山	
26 木	芦・南・彦田・保井・今方・北海道・野田市場・ほとと台	小中山	
27 金	波瀬・片浜・片西・白谷	福江	
3/2 月	一番東・一番西・三番組・四番組東・四番組西・四番組南・蔵王東ヶ丘・蔵王南ヶ丘	保美・向山	高松校区
3 火	八軒家・藤七原・鎌田	亀山・西山	
4 水	長上・久美原・浜田・百々・新浜	伊良湖・日出	赤羽根校区
5 木	大草・大草団地・南町・谷ノ口・東ヶ谷・東赤石・サンコート	堀切	
6 金	加治・赤石・衣笠・東滝頭	小塩津・和地一色	若戸校区
9 月	この期間は地区別の指定はありませんが、例年大変混雑します。できる限り早めに申告を行ってください。	和地・土田	
10 火		地区別の指定はありません。どなたでも申告できます。	
11 水			
12 木			
13 金			
16 月			

定申告をすることで還付を受けることができません。
①サラリーマンの方で、年の途中で退職し、年末調整を受けなかった場合

②医療費を多く支払った場合(医療費控除)
③マイホームを住宅ローンなどの借入で取得した場合(住宅借入金等特別控除)

④国や地方公共団体等への寄附など、特定寄附金を支払った場合(寄附金控除)
⑤所得の少ない方で、原稿料収入などがある場合

⑥火災や盗難に遭った場合(雑損控除)
⑦予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった場合
※①・②は、2月2日(月)から市役所税務課および豊橋税務署で還付申告を受け付けます。

- ▶譲渡所得のある方は、2月25日(水)・26日(木)・27日(金)・3月2日(月)に田原市役所会場で申告してください。(渥美支所・赤羽根支所では行いません。)
- ▶地区別指定日に都合の悪い方は、申告期間内の都合の良い日に申告してください。また、市内の方は、いずれの申告会場でも受け付けていますので、ご都合の良い会場をご利用ください。
- ▶収支内訳書の書き方などの相談や消費税に関する申告、その他申告について分からないことがある方は、税務署および税理士による相談日[2月16日(月)～3月5日(木)]に田原市役所会場でご相談ください。渥美支所会場では「税理士による相談日」を2月24日(火)～3月3日(火)に開設します。

介護保険と医療費控除

介護保険の認定を受けた方のおむつ代にかかる医療費控除

医師がおむつを使用することが必要であると認めた方のおむつ代は、医療費控除の対象となります。申告には、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、この控除を受けるのが2年目以降の方には、福祉課でも証明書を交付しています。

介護保険の認定を受けた方の障害者控除

認定にかかる主治医意見書で障害の程度や寝たきりであることが確認できれば、障害者控除(特別障害者控除)の対象となります。申告には、福祉課で交付する「認定書」が必要です。(ただし、身体障害者手帳をお持ちの方を除きます。)

証明書・認定書の発行に関する手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

▶福祉課 ☎23局3217 FAX23局3545

■平成20年分からの主な改正

※住宅の省エネ改修工事等にか
 ※寄附金控除の改正
 ▼対象範囲に「特定健康診査の結果が高血圧症等と同等の状態にある者に対して行われる特定保健指導に係る対価」の追加
 ※その他の申告について
 「個人事業者の消費税及び地方消費税」の申告は3月31日(火)まで、「贈与税」の申告は2月2日(月)～3月16日(月)です。

※住宅借入金等有する場合の住宅借入金等特別控除の控除額にかかる特例の創設
 ※住宅借入金等特別控除の改正
 ※医療費控除の改正